



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月22日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課) 1

規則

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第7号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 決算(第149条・第150条)」を「第4節 決算(第149条・第150条)」に改める。
第5節 雑則(第150条の2-第150条の7)」

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第11条中「補そく」を「捕捉」に改める。

第20条第3項中「ともに、」の右に「知事に報告し、ならびに」を加える。

第22条第1項を次のように改める。

知事は、予算執行計画書に基づき、歳出予算配当通知書(別記様式第56号)により課および事務局の長に歳出予算を配当するものとする。

第22条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第23条第1項中「前条第2項」を「前条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

第24条第3項中「第22条第4項」を「第22条第3項」に改める。

第41条第2項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第44条中「第165条の6」を「第165条の5」に改める。

第47条第2項中「調定をした日から20日」を「納入通知書の発行の日から15日」に改める。

第62条を削り、第62条の2を第62条とする。

第63条から第65条までを次のように改める。

第63条から第65条まで 削除

第66条中「令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「県税等の収納事務」を「公金の収納に関する事務」に改め、「電磁的記録」の右に「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第83条第1項中「第165条の4第1項」を「第165条の3第1項」に改め、同条第2項第5号中「令第165条の3」を「法第243条の2第1項」に、「支出の事務」を「公金の支出に関する事務」に改める。

第87条中「第165条の4第1項」を「第165条の3第1項」に改める。

第115条第1項中「第120条」を「第150条の3」に改める。

第120条から第123条までを次のように改める。

第120条から第123条まで 削除

第129条を次のように改める。

第129条 削除

第133条第2項中「県外の」を削る。

第140条第4項中「および押印」を「または記名押印」に改める。

第142条第1項中「指定された指定金融機関」を「指定された金融機関」に改める。

第3章に次の1節を加える。

第5節 雑則

(指定公金事務取扱者の指定等)

第150条の2 法第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者は、知事が別に定める書類を添えた申出書を知事へ提出しなければならない。

2 知事は、法第243条の2第2項の規定による告示をする場合においては、告示した事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。同条第4項または法第243条の2の3第2項の規定による告示をする場合についても同様とする。

(公金事務の委託に係る手続)

第150条の3 歳入徴収者および支出命令者は、法第243条の2第1項の規定により公金の徴収もしくは収納に関する事務(以下「収入事務」という。)または公金の支出に関する事務(以下「支出事務」という。)を委託しようとするときは、会計管理者が別に定めるところにより会計管理者の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定による意見の聴取の後に収入事務または支出事務の委託を決定したときは、歳入徴収者または支出命令者は、知事が別に定めるところにより、必要な事項を記載した委託契約書により契約しなければならない。

(収入事務の受託者の義務)

第150条の4 法第243条の2第1項の規定により収入事務の委託を受けた者(以下この条において「収入事務受託者」という。)は、毎月の収納金について翌月10日(別に期日が定まっている場合はその期日)までに、徴収事務受託計算書(別記様式第25号)または収納事務受託計算書(別記様式第26号)を知事に提出するとともに、納付書により会計管理者または指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、収入事務に係る1会計年度の収納金の予定額が知事が別に定める金額以上である場合には、収入事務受託者は、毎日の収納金について即日またはその翌日に、当該収納金を会計管理者または指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約に特別の定めがある場合には、収入事務受託者は、計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて、収納金を会計管理者または指定金融機関等に払い込まなければならない。

(支出事務の受託者の義務)

第150条の5 法第243条の2第1項の規定により支出事務の委託を受けた者は、当該月における支払いの完了後または受託した事務の完了後15日以内に、関係証拠書類を添えて受託金精算書(別記様式第83号)を知事に提出しなければならない。

(収入事務の委託の場合の準用規定)

第150条の6 第38条第1項本文、第41条第1項、第47条第1項から第3項まで、第48条第1項、第51条ならびに第53条第1項および第3項の規定は、公金の徴収に関する事務を委託する場合に準用する。この場合において、第38条第1項本文、第41条第1項、第47条第1項および第3項、第48条第1項ならびに第51条中「歳入徴収者」とあるのは「徴収に関する事務の受託者」と、第53条第1項中「会計管理者または出納員」とあるのは「徴収に関する事務の受託者」と、同条第3項中「を、歳入徴収者に収納通知書をそれぞれ交付し、または納入義務者に」とあるのは「または」と読み替えるものとする。

2 第57条第1項および第3項の規定は、公金の収納に関する事務を委託する場合に準用する。この場合において、第53条第1項中「会計管理者または出納員」とあるのは、「収納に関する事務の受託者」と読み替えるものとする。

(支出事務の委託の場合の準用規定)

第150条の7 第100条、第102条、第103条、第104条第1項および第115条の規定は、支出事務の委託をする場合について準用する。この場合において、「前渡」とあるのは「委託」と、「資金前渡職員」とあるのは「支出事務の受託者」と、「前渡資金」とあるのは「支出事務の委託金」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第150条の5の受託金精算書の提出期日と競合するときは、同条の規定に基づき処理しなければならない。

第197条中「10日」の右に「(滋賀県の休日等を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)の日数は、算入しない。)」を、「5日」の右に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加える。

第198条第10号中「および部分払をする場合または最低制限価格を定める」を「または部分払(既済部分または既納

部分に対する代価の支払いをいう。以下同じ。)をする」に改め、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 調査基準価格(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者または落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。以下同じ。)または最低制限価格を定める場合にあつては、その旨
第208条の見出しを「(調査基準価格または最低制限価格の作成)」に改め、同条第1項中「令第167条の10第2項の規定により」を「調査基準価格または」に、「ごとに最低制限価格」を「ごとにこれら」に改め、同条第2項中「最低制限価格」を「調査基準価格または最低制限価格」に改め、同条第3項中「により、」の右に「調査基準価格または」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第212条中「5日」の右に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加える。

第222条第1項第7号中「既済部分および既納部分に対する代価たる」を削る。

第225条第2項中「7日」の右に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加える。

第248条中「部分払い」を「部分払」に改める。

第266条第2項中「令第158条第4項(令第165条の3第3項において準用する場合を含む。)、令第158条の2第3項」を「法第243条の2第8項」に改める。

第268条中「令第158条の2に規定する受託者で公金の収納または支払いの事務を取り扱うもの」を「法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者」に改める。

別表第4中「30,000円」を「100,000円」に改める。

別記様式第3号中「、第64条」を削り、「第135条」の右に「、第150条の4」を加える。

別記様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2 (第47条、第50条、第51条、第53条、第55条、第57条、第75条、第131条、第134条、第135条、第150条の4関係)

納入通知書
納付書 兼領収書
滋賀県 現金払込書

納入義務者

発行日		発行機関	
決議(払込)番号		出納機関	

納付目的			
金額		納期限	

上記の金額を納付してください。
(納付します。)

歳入徴収者

印

領収日付印

収入印紙不要

納付場所	上記の金額を領収しました。
滋賀県 指定 金融機関 収納代理 その他の収納機関	

(本人保管) お問い合わせ窓口は、裏面に記載しております。

備考 納付書または現金払込書の場合は、() 書による。

様式第5号の2 (第53条、第66条、第131条、第132条、第137条、第186条関係)

滋賀県 領収済通知書

加入者名		金額	
------	--	----	--

収納機関 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分	
年度		納期限		発行 機関			

コンビニ等 収納用			領 収 日 付 印
		指定金融機関収納印	
			(宛先) 歳入徴収者・支出命令者 上記の金額を収納したので通知し ます。 滋賀県指定金融機関
			(県、コンビニ本部等保管)
出納機関			

別記様式第25号および別紙様式第26号中「(第64条関係)」を「(第150条の4関係)」に改める。

別記様式第27号中	銀行別	繰越	を	銀行別	繰越	に改める。
	滋					
	相					
	信					
	(累計)			(累計)		
	滋					
	相					
	信					

別記様式第43号(表)中「氏名」を「氏名」に改め、
 同様式(裏)中「氏名」を「氏名」に、「なお、本人以外の方」が左記委任状に相当
 してください。

「なお、本人以外の方が受領される場合は委任者
 が左記委任状に相当の事項を記入してください。」に改める。
 4 各氏名欄は、署名以外の場合、押印が必要で
 す。

別記様式第44号中「氏名」を「氏名」に改める。
 署名以外の場合、押印が必要です。」

別記様式第47号(その1)(裏)中「氏名」を「氏名」に、「氏名」
 「氏名」に、

注 意 事 項	
1 この通知書を亡失されたときは、直ちにその旨を支払場所に通知し支払の停止を請求するとともに、支払未済の証明を得て、会計管理者まで申し出てください。	を
2 送金通知の日付から1年を過ぎたときは支払場所では支払いたしません。その場合は、会計管理者まで申し出てください。	
3 この通知書で送金金額を受領される方は、身分証明書等、正当な受取人または代理人であることを証明する書類を持参してください。 なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が上記委任状に相当の事項を記入し、記名押印してください。	
	銀行確認欄

注 意 事 項	
1 この通知書を亡失されたときは、直ちにその旨を支払場所に通知し支払の停止を請求するとともに、支払未済の証明を得て、会計管理者まで申し出てください。	に改める。
2 送金通知の日付から1年を過ぎたときは支払場所では支払いたしません。その場合は、会計管理者まで申し出てください。	
3 この通知書で送金金額を受領される方は、身分証明書等、正当な受取人または代理人であることを証明する書類を持参してください。 なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が上記委任状に相当の事項を記入してください。	
4 各氏名欄は、署名以外の場合、押印が必要です。	銀行確認欄

別記様式第56号(その1)を削り、別記様式第56号(その2)を別記様式第56号とする。

別記様式第78号中「氏名」を「氏名」に、

(注 意 事 項)

- 1 送金通知書、支払証を亡失または汚損されたときは、上記により所定事項を記入のうえ、亡失にあつては指定金融機関(支払場所)の未払証明書を得て、汚損にあつては、その送金通知書、支払証を添付のうえ、発行者に届けてください。
- 2 発行者よりの支払承認があつた場合は、その支払承認によつて指定金融機関(未払証明店)で支払を受けてください。
 なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が上記委任状に相当の事項を記入し、記名押印してください。

を

(注 意 事 項)

- 1 送金通知書、支払証を亡失または汚損されたときは、上記により所定事項を記入のうえ、亡失にあつては指定金融機関(支払場所)の未払証明書を得て、汚損にあつては、その送金通知書、支払証を添付のうえ、発行者に届けてください。
- 2 発行者よりの支払承認があつた場合は、その支払承認によつて指定金融機関(未払証明店)で支払を受けてください。
 なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が上記委任状に相当の事項を記入してください。
- 3 各氏名欄は、署名以外の場合、押印が必要です。

に改める。

別記様式第83号中「(第121条、第122条関係)」を「(第150条の5、第150条の7関係)」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別記様式第3号の2、別記様式第4号の2および別記様式第5号の2の改正規定は、同年3月25日から施行する。
- 2 改正後の第197条、第212条および第225条の規定は、令和6年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。